

採択までの流れ

地方議会への請願から採択までの流れを紹介します。ぜひ、都道府県本部・支部で議論し、みなさんの地元、また近隣の議会へ請願してみましょう。参考資料は、国民救援会のホームページからとることができます。

①議会事務局への問合せ・相談

- ・救援会員の議員、お付き合いある議員にも相談しよう
- ・弁護士会とも連携しよう

②請願・陳情

- ・多くの紹介議員をめざし説得活動をすすめてよう

③委員会での審査

- ・委員会の委員、そして全会派・全議員へ説得活動
- ・委員会で趣旨説明、傍聴をおこなおう

④本会議での採択

- ・採択へ、最後まで議員の説得活動
- ・市民などへのアピール宣伝も
- ・採択を傍聴し、結果を見守ろう



あなたの地元・近隣の議会へ請願を 意見書採択へチャレンジ

〈こうすればできる簡単マニュアル〉

「無実の人を救済するために再審法を改正しよう」と全国で地方議会での意見書採択運動にとりくみ、8月20日現在、333議会で採択されています。9月26日には袴田事件の再審公判で判決が出されます。再審への注目が高まる情勢です。いまが絶好のチャンス！意見書採択運動を全国ですすめましょう。

再審法の現状と改正要求

「無実の救済」——無実なのに有罪が確定した人を救済する制度が「再審」です。戦後、日本国憲法のもと、刑事訴訟法が改正されましたが、再審規定（これを「再審法」と呼んでいます）は改正されませんでした。

憲法の理念が反映されず、具体的な手続きの規定がないために、裁判官の裁量にまかされる結果、多くの無実の人が救済されず苦しんできました。いま私たちが求めている再審法改正は、①捜査機関の手元にある

意見書採択までの手続き

都道府県本部・支部で地方議会での採択をめざし、請願する議会など具体的な計画・手立てを議論し、足を踏み出しましょう（別項「採択までの流れ」も参照ください）。

①議会事務局へ手続きを問い合わせよう

さあ、請願・陳情です。請願・陳情は、国や自治体に対し意見をしたり、要望の実現を求めたり、個人・団体だれでもできます。請願は憲法で定められた権利です。請願の前に、議員を説得できるようにまず再審法や冤罪事件を学びます。

請願・陳情にあたっては、議会事務局にやり方などを問い合わせます。できるだけ足を運び、難しい場合は電話で尋ねます（簡単な説明は各議会のホームページに掲載）。議会事務局との関係も大事で、さまざまな助言ももらえます。

救援会員の議員やお付き合いのある議員にも相談します。各地の弁護士会にも協力を申し入れましょう。

●議員の意見・疑問に答えませう

「法律の改正は国会の仕事。地方議会の意見書はなじまない」

↓憲法は請願権を保障し、地方自治法も請願を規定しています。

冤罪はすべての国民の問題です。実際に300を超える議会が意見書採択しています。

■「国会で再審法改正が審議中で、それを見守る必要がある」

↓国会では、最高裁、日弁連、警察庁、法務省・検察庁で、刑事訴訟法に関する協議が開かれています。これは採択しない理由にはなりません。神戸市議会などでは、審議の促進を求める意見書を採択しています。

■「証拠開示については賛成だが、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止は賛同しかねる」

↓冤罪を晴らすために膨大な時間がかかり、中には冤罪を晴らすに亡くなる人もいます。再審は2段階で、再審開始決定に不服があれば、再審公判で争うことができます。さらに、日本が再審のモデルとしたドイツでは60年も前に検察の不服申立てを禁止しています。

②請願へ、紹介議員になってもらう

請願には、議員の紹介が必要です。事前に紹介議員になってもらう活動が必要です。できるだけ複数の会派の議員に紹介議員になってもらうよう努力します。

③全議員を対象に説得活動をする

不明な点は議会事務局に確認しましょう。

請願は、担当の委員会に付託され、その審査結果が本会議に報告されます。

④採択をめざして最後まで

委員会での結果をうけ、本会議で議決がおこなわれます。ただ、委員会でも採択されず、本会議で採択された議会もあり、最後まで議員への説得活動をすすめます。

一方、陳情は紹介議員の必要はありませんが、その処理については議会が異なります。なかには陳情書を議員に渡すだけで採択しない議会もあります。

請願書・陳情書に特定の書式はなく、各議会で見本を示しています。請願・陳情は常時受け付けていますが、直近の議会で審査を求める場合、締切が開会前、開会中と議会で異なります。

議決には、採択、不採択、趣旨採択があります。趣旨採択は、請願の趣旨には賛同するが採択には至らない場合で、再審法改正では国会に意見書は出さないというものです。

このような活動を通して、議員に冤罪の実相や国民救援会の役割を知らせることにもなります。

委員会でも請願の趣旨

委員会でも請願の趣旨

〈再審法改正をめぐる動き〉

- 再審無罪判決が相次ぐ
2000年代に入り、足利事件、布川事件をはじめ再審無罪判決が相次ぐなかで、再審法の改正を求める声が高まる。
- 国民救援会が改正へ運動方針
2018年、国民救援会は第59回全国大会で、再審法改正の方針を決定。地方議会での意見書採択運動をスタート。
- 「市民の会」が立ち上がる
2019年、冤罪犠牲者、市民、弁護士、元裁判官などによって、再審法改正をめざす市民の会が結成。

- 日弁連が改正実現本部を設置
2022年、日弁連が再審法改正実現本部を設置。各地の弁護士会でも運動。
- 国会に超党派議員連盟が発足
今年3月、再審法改正をめざす超党派での国会議員連盟が発足。
- 法務省が抵抗強める
法務省は国会での質疑で「再審法改正の必要はない」との答弁を繰り返す、さらに議員への説得工作を強める。
- 地方からの声がいっそう重要
国会を動かすためには、地方議会での意見書運動など、地方から声を上げることがいっそう重要に。

- えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟役員（敬称略）
- 〈最高顧問〉 麻生太郎
- 〈顧問〉 山口那津男、泉健太、馬場伸幸、田村智子、玉木雄一郎、前原誠司、福島みずほ、大石あきこ
- 〈会長〉 柴山昌彦
- 〈会長代理〉 櫻田義孝
- 〈副会長〉 逢沢一郎、中谷元、堀谷立、田中和徳、岩屋毅、松山政司、井上信治、松島みどり、長妻昭、藤田文武、古川元久
- 〈幹事長〉 逢坂誠一
- 〈幹事長代理〉 稲田朋美、赤澤亮正、大塚拓、鈴木馨祐、津島淳、藤原崇、三宅伸吾、國重徹、階猛、西村智奈美、音喜多駿
- 〈幹事〉 小林鷹之、八木哲也、牧島かれん、宮路拓馬、矢倉克夫、牧山ひろえ、打越さくら、岩谷良平、中司宏、山添拓、大島九州男
- 〈事務局長〉 井出庸生
- 〈事務局次長〉 鈴木貴子、三谷英弘、保岡宏武、古庄玄知、友納理緒、伊藤孝江、鎌田さゆり、渡辺創、守島正、金子道仁、本村伸子、田中健